

(別表1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年4月1日作成)

法令名	北海道地方競馬きゅう舎等管理規則		
根拠条項	第17条		
許認可等の種類	きゅう舎等の立入の許可		
法令の定め	<p>第17条</p> <p>第1項 知事は、きゅう舎等のある構内を常に警備するとともに、出入者を監視し、知事の許可のない者の立ち入りを拒絶するものとする。</p> <p>第2項 使用者及び居住者以外の者は、競馬の開催時間の1時間前から終了時間までの間は、きゅう舎等に立ち入ってはならない。ただし、公務その他の用務で知事が必要と認める者については、この限りでない。</p>		
審査基準	許認可の性質上、個々の申請について、個別具体的な判断をせざるを得ないもので、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なため、審査基準は設定しない。		
標準処理期間	総期間	日・月	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	( )
	協議機関	日・月	( )
	処分機関	日・月	( )
処分担当課	農政部競馬事業室 (電話番号：011-204-5118 (内線：27-138))		
申請先	農政部競馬事業室 (電話番号：011-204-5118 (内線：27-138))		
問い合わせ先	農政部競馬事業室 (電話番号：011-204-5118 (内線：27-138))		
備考	<p>(公表アドレス：<a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kjs/127224.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kjs/127224.html</a>)</p> <p>(調書作成) 農政部競馬事業室 (電話番号：011-204-5118 (内線：27-138))</p>		